

原子力規制庁に対するご質問に対する回答

<ご質問①>

再処理工場は発電所と比較して放射能の影響が桁違いに大きいと聞いているが、どのような対策を講じているのか。

(回答)

- 放射能の周辺環境への影響については、核種により影響の強さが異なることから、放射エネルギーであるベクレルではなく、実効線量当量であるシーベルトで比較する必要があります。
- 例えば、六ヶ所再処理施設の平常時における放射性廃棄物による影響については、年間約22マイクロシーベルト(0.022ミリシーベルト)と評価されており、これは、法令に定められた年間の線量限度である1ミリシーベルトはもとより、発電炉の線量目標値である年間50マイクロシーベルトも下回る値です。
- 六ヶ所再処理施設の放射性廃棄物については、気体廃棄物の放出量は主にクリプトン85により年間約 3.3×10^{17} ベクレル、液体廃棄物の放出量は主にトリチウムにより年間約 1.8×10^{16} ベクレルとなっています。
これらの放出量を、事業者は保安規定に定めることにより厳格に管理を行い、国は保安検査等を通じてこれらが確実に守られていることを確認することとなります。
- 放射性廃棄物の年間放出量のみに着目して、「六ヶ所再処理施設から放出される放射エネルギーは原子力発電所の数百倍であるため影響が桁違いに大きい」という論がありますが、上述のとおり放射能の影響はシーベルト単位で比較することが必要であり、両施設は同等レベルに管理されています。

<ご質問②>

OILについて。資料4の、防護措置基準について(案)、2. 防護措置基準、2行目の説明文に、「IAEAにおいて・・・議論中・・・」とあるが、基準値は日本はIAEAと同じですか。または、それに沿って決定されるのですか。

(回答)

- 今般、原子力災害対策指針の改定原案に盛り込んだOILの基準値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後の経験等を踏まえて、設定しました。
- 具体的に、OIL1(避難基準)については、IAEAの提示した1時間当たり1000マイクロシーベルトに対し、我が国は1時間当たり500マイクロシーベルトと設定するなど、総じて今回設定した防護措置基準は、IAEAにおいて提示されている防護措置基準よりも値が小さなものとなっています。